平成２８年（フ）第１３９号
富山県滑川市赤浜44番地４
債務者　山口　泰弘
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８１号
青森市大字浜館字間瀬６番地
債務者　浪岡　秋代
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１１２号
埼玉県大里郡寄居町桜沢508番地２
破産者　株式会社コバ建
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１０１号
千葉県木更津市文京２丁目６番20―401号、開始決定時の住所千葉県木更津市貝渕４丁目16番11号
破産者　宮野　高寛
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３２号
千葉県袖ケ浦市今井２丁目62番地２
破産者　在原　　博
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第３２２号
川崎市川崎区京町２丁目24番４―1007号
破産者　後藤　創也
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５４号
最後の住所　鹿児島県鹿児島市加治屋町15番３号
破産者　亡柿木成也相続財産
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
埼玉県日高市武蔵台１丁目18番14号
破産者　有限会社アシストサービス
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８８５号
名古屋市緑区大高町字藤塚４番地の７
破産者　株式会社幸洋設備
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３号
岡山県久米郡久米南町下弓削495番地の２
破産者　キャメル株式会社
1　決定年月日　平成28年９月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第４５４号
京都市中京区六角通室町西入る玉蔵町121美濃利ビル505
破産者　有限会社リー・スクエア
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４７９号
京都府長岡京市開田３丁目７番16号
破産者　株式会社ユタカ
1　決定年月日　平成28年９月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第８８号
長野市川中島町上氷鉋127番地
破産者　東福寺隆司
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３５号
埼玉県桶川市大字上日出谷723番地の６
破産者　細井　智和
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
埼玉県桶川市大字上日出谷723番地の６
破産者　細井　秀子
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４４１号
埼玉県川口市芝５丁目15番12号　センチュリータナカ302号
破産者　山口　照夫
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３１号
埼玉県加須市騎西59番地６　グリシーヌ103、旧住所さいたま市岩槻区大字掛559番地３　プリート・フィオーレⅠ203号室
破産者　佐藤　大介
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５３号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1246番地２　サンモール大和田Ｂ105
破産者　加藤　恭平
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７１６号
さいたま市見沼区大字大谷1822番地２　ＲＬ―103
破産者　佐々木美智子
1　決定年月日　平成28年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係